

○ 委員長報告

6月定例会本会議で報告された文教警察委員長報告は、以下のとおりです。

平成26年6月定例会

文教警察委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、スーパーグローバルハイスクールの取組みについてであります。

このことについて一部の委員から、文部科学省の指定を受けた県立松山東高等学校では、どのような点に力を入れて、世界に羽ばたく人材の育成に取り組んでいくのか。また県内の小中高校のALTの配置状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、グローバル化が急速に進行し、少子高齢化により国内市場が縮小していく現状においては、海外との積極的な交流が必要になってくることから、総合的な学習の時間を利用した課題学習や英語以外の教科を英語で行う授業、海外の大学、高校の訪問などを行い、国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成に努めていく。

また、県内公立小中学校では、12か国から98人、県立高校では4か国から13人のALTが活動しているとの答弁がありました。

第2点は、教育委員会制度改革についてであります。

このことについて一部の委員から、先の通常国会において、教育委員会制度改革を進めるための法改正がなされたが、改正の背景や経緯、概要はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、滋賀県大津市のいじめ自殺事件を受け、現行教育委員会制度における責任の所在の曖昧さ、緊急時に迅速な対応ができないこと、審議の形骸化などが全国的に問題となったところである。

こうした中、国では教育再生実行会議や中央教育審議会、政府与党での検討を経て改正法案が閣議決定され、6月13日に国会で可決成立したものである。

その概要は大きく3点挙げられる。

まず、引き続き教育委員会が執行機関として教育行政を推進することとされ、

政治的中立性、継続性・安定性の確保が図られること。2点目は教育長と教育委員長を一本化することにより責任の明確化が図られること。3点目に首長は総合教育会議を設置し、教育委員会と協議のうえ、教育の振興に関する施策の大綱を策定するとされたことである旨の答弁がありました。

なお、このことに関連して一部の委員から、新制度のもと、知事と十分に連携し、教育の充実を図ってほしい旨の要望がありました。

第3点は、いわゆる脱法ハーブについてであります。

このことについて一部の委員から、脱法ハーブに起因する事件や事故が社会問題となっているが、警察の取締り方針と県内における事案の発生状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本年4月の薬事法改正により、新たに個人の所持・購入・譲り受け・使用が規制され、違反者には3年以下の懲役、若しくは300万円以下の罰金が科せられることになったところであり、県警としても積極的に取締りを行っている。

県内ではこれまで、昨年8月に広島県の脱法ハーブ店を経営していた被疑者、今年6月には指定薬物を単純所持していた被疑者の計2件を検挙している。

また、脱法ハーブを販売していた松山市内の1店舗を把握しているが、本年5月以降、営業しておらず、現時点において県内で脱法ハーブを取り扱っている店舗は確認していないが、インターネット等で簡単に入手できる可能性があることから、今後も取締りを強化していく旨の答弁がありました。

このほか、

- ・えひめ国体に向けたジュニア競技力の向上
- ・特別支援教育の充実
- ・認知症高齢者の行方不明への対応
- ・電動車いす安全登録制度

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願4件については、いずれも願意を満たすことができないとして、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。